ふじみ野市道の認定、廃止及び変更の手続きについて

(1) 市道の認定とは、道路法第8条第1項の規定に基づき、ふじみ野市道路線として認定することです。

ふじみ野市道が認定されるまでの流れ

道路用地の新設、 帰属、寄附、移管



所有権移転登記(所有権を市に)



道路法第8条第2項の規定 に基づき、ふじみ野市議会 の議決を受けます。



道路法第9条の規定に基づき、市道に認定したことの告示を行います。

(2) 市道の廃止とは、道路法第10条第1項の規定に基づき、ふじみ野市道路線の廃止することです。

ふじみ野市道が廃止されるまでの流れ

道路法第10条第3項の規定に基づき、 ふじみ野市議会の議決、市道を廃止した ことの告示を行います。

(3) 市道の変更とは、道路法第10条第2項の規定に基づき、ふじみ野市道路線の変更することです。

ふじみ野市道が変更されるまでの流れ

道路法第10条第3項の規定に基づき、 ふじみ野市議会の議決、市道を変更した ことの告示を行います。